

(案)

委 託 契 約 書

表題部

- 1 業務の名称 アジア・ビジネス・ネットワーク事業
- 2 履行期間 (自) 令和7年4月1日
(至) 令和8年3月31日
- 3 委託金額 金 円
(うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)
(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約保証金 金 円
(乙は、契約保証金として委託料の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。)

上記の委託業務について、沖縄県知事 玉城 康裕 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、各々の対等
な立場における合意に基づいて、別記総則の条項によって公正な委託契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

総則

(目的及び委託業務の内容)

- 第1条 甲は、表題部1の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、甲の指示及び仕様書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

(実施計画書)

- 第2条 乙は、実施計画書を契約締結の日より10日以内に甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の実施計画書に仕様書に合致しない等変更すべき事項があると認められるときは、提出の日から10日以内に乙に変更すべき点とその理由を明らかにして通知するものとし、甲は通知の日から10日以内に変更した実施計画書を提出しなければならない。
- 3 甲又は乙の都合により前項の実施計画の内容を変更するときは、事前に甲乙協議するものとする。

(履行期間)

- 第3条 履行期間は、表題部2に定めるとおりとする。
- 2 乙は、履行期間内に委託業務を完了しなければならない。

(履行期限の延長)

- 第4条 乙は、やむを得ない理由によって履行期限内に委託業務を完了することができないと見込まれるときは、あらかじめ書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、乙の責により、履行期間内に委託業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.5%の割合の違約金を徴することができるものとする。

(委託料)

- 第5条 委託業務に対する委託料は、表題部3に定めるとおりとする。

(契約保証金)

- 第6条 契約保証金は、表題部4に定めるとおりとする。

(再委託の制限)

- 第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の企画提案参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに別記様式1の再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の

承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(契約内容の変更等)

- 第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部もしくは一部を一時的に中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。
- 2 乙は、実施計画書に関し、別表の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするときは、あらかじめ甲に書面により、申し入れ、その承認を受けなければならない。ただし、各配分の20%以内の流用増減（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。）であって、あらかじめ甲に報告したものを除く。
 - 3 前項の変更により、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の調査等)

- 第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、または報告を求めることができる。

(実績報告等)

- 第10条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに仕様書に基づく事業報告書に別記様式2の実績報告書を添付して甲に提出しなければならない。
- 2 乙の提出する報告書の内容に関し、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し不十分な部分について修正を求めることができる。
 - 3 前項により、甲が修正を求めたときは、乙は、この調査を自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(完了検査等)

- 第11条 甲は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、直ちに検査を行い、委託業務の成果が、本契約の内容に適合するものであると認めたときは、支払うべき委託料の額を確定し、これを乙に通知するものとする。
- 2 乙は、委託業務が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補完しなければならない。この場合においては、補完の完了をもって委託業務の完了とみなし、前項の規定を適用する。

(委託料の支払い)

- 第12条 乙は、前条に定める委託料の額の確定通知を受けたときは、委託料の支払いを清算払請求書によって甲に請求することができる。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、沖縄県財務規則等関係規程の範囲内において概算払いをすることができる。
- 3 甲は、前2項の支払請求を受理した場合、その支払請求書が適法なものであると認めるときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

(著作権及び著作者人格権)

第13条 乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物（以下「新規著作物」という）の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を甲に無償で譲渡する。

- 2 乙は、甲及び新規著作物と乙が従来から有している著作物（以下「既存著作物」という）を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。
- 3 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は乙に留保されるが、可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、乙は可能な限り、甲が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用できない箇所についてはその理由についても付するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合において、乙はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。その賠償額は委託金額の100分の10に相当する額とする。

- (1) 乙がこの契約に反する行為をしたとき。
- (2) 乙が委託業務を適切に処理できないと明らかに認められるとき。
- (3) この契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正な行為があったとき。

- 2 甲は前項各号に定めるもののほか、やむを得ない理由があるときは、契約を解除することができる。

(暴力団排除対策に関する契約解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与す

るなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第16条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17条 前3条により契約解除に至った場合において、甲に損害があるときには、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。

2 委託業務の処理に関して、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(額の確定の取消し等)

第19条 甲は、乙が委託事業に関して不正、その他不適切な行為をした場合は、第11条第1項に定める額の確定の通知の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 甲は、前項の取消し等をした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する委託料が支払われているときは、期限を付して当該委託料の全部または一部の返還を命ずることができる。

3 前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期間に納付しなかったときは、納期の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した違約金を徴収することができるものとする。

(天災その他不可抗力による契約不履行)

第20条 乙は、天災その他不可抗力により契約の履行ができない場合は、甲と協議するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第21条 乙は、本契約による作業の一切（甲により開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

3 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第22条 乙は、労働基準法、最低賃金法などの労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保管)

第23条 乙は、委託業務にかかる経理を常に明確にし、経理を明らかにした帳簿、その他支出の事実を証明する書類等を整備し、委託業務の終了日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(補足)

第24条 この契約書及び仕様書に明記されていない事項または疑義を生じた事項については、甲と乙が協議し、定めるものとする。

再委託承認申請書

沖縄県知事 殿

住所
受託企業 名
代表者（職氏名）

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契約件名	
契約金額	
契約年月日	
履行期限	
再委託を予定する業務	
再委託予定額	
再委託先	企業（団体）名 代表者（職氏名） 住所 連絡先（電話） (メール)
再委託予定期間	
再委託の必要性	
再委託先選定理由	
再委託先の適格性 ※申請者が確認のうえレを記入すること。	業務履行に必要な人員・技術・設備等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 期間内の適正な業務履行の確保 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 指名停止を受けている者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 本件契約の競争入札参加者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団員に該当する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当 暴力団と密接な関係を有する者 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当

沖縄県知事 殿

住所
受託者名
代表者（職氏名）

アジア・ビジネス・ネットワーク事業 実績報告書
アジア・ビジネス・ネットワーク事業契約書第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 委託事業の実施期間

令和 年 月 日 着手
令和 年 月 日 完了

2 事業の成果

3 事業実績の状況

(1) 委託契約額 円
(2) 実績額 円

【明細を添付のこと】